

未定稿

議案第 号資料 1

## 「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する 条例（案）」の概要

### 1 目的

人口減少と住民の高齢化が進む中で、公共施設サービスを次世代に重い負担を残すことなく持続可能なものとし、公共施設の老朽化対策の推進に資するため、市民等が一般使用する 33 施設の使用料について、引き上げ、又は新たに有料化するとともに、子どもと年齢満 70 歳以上の方を対象とする無料化の一部導入や利便性向上のための使用時間区分の見直し等を行うもの。

### 2 対象施設（33 施設）

|  |             |            |
|--|-------------|------------|
| 公民館（11 館）                                      | 図書館（視聴覚室）   | 文化会館       |
| 宮永岳彦記念美術館<br>（市民ギャラリー）                         | 表丹沢野外活動センター | サンライフ鶴巻    |
| 保健福祉センター                                       | 広畑ふれあいプラザ   | 末広ふれあいセンター |
| 曲松児童センター                                       | 中野健康センター    | ほうらい会館     |
| 里山ふれあいセンター                                     | 立野緑地庭球場     |            |
| カルチャーパーク陸上競技場、水泳プール、野球場、庭球場、<br>管理棟（集会室）、総合体育館 |             |            |
| おおね公園庭球場、多目的広場、温水プール                           |             |            |

### 3 条例（案）の概要（見直しの概要）

#### (1) 市民の利便性向上のための施策

- ア 会議室等の使用時間区分の見直し（30 分単位の使用料の導入）
- イ プールやトレーニングルーム等の共用使用について、子ども（中学生以下）と年齢満 70 歳以上の方の使用料を無料化（おおね公園温水プールは、期間を定めて無料化）
- ウ 使用が少ない時間帯の施設を有効活用するため、市民向けの教室や講座を行う方の「定期使用」（平成 28 年 4 月から試行実施中）の制度化（保健福祉センター等 3 施設）

- エ 市民活動等に使用できる施設の追加（図書館の視聴覚室等3施設）
- オ 子どもへの教育、学習又は技術の教授等を行う使用に対する使用料の減額〔規則で定める予定〕
- カ 市内の中学校や高等学校の部活動での使用に対する使用料の免除〔規則で定める予定〕

**(2) 公共施設サービスを持続可能なものとするための施策**

- ア 各施設の管理運営経費に基づく使用料の設定  
基準：施設の管理運営経費（減価償却費相当額を加算）の3分の1の額を稼働率50パーセントと仮定した状態で賄える額  
値上げ幅の上限：平成26年11月策定の「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」では「2.5倍以内」としていたが、特段の理由がない限り2倍以内に値上げ幅を抑制
- イ 無料施設の有料化（広畑ふれあいプラザ等3施設）
- ウ 特別の附属設備や備品について、老朽化しているものは更新にあわせて利用料を設定〔規則で定める予定〕

**4 平均改定率**

全33施設 平均改定率 約55パーセント引き上げ

**5 施行日**

平成29年10月1日以降に使用の申請（窓口やインターネットによる仮申請を含む。）を行う場合から適用する。

**6 使用料の増収見込み**

約7,000万円/年

計画的な老朽化対策の財源に充てるため、増収見込み額のうち、一定割合を毎年度末に公共施設整備基金に積立てる。積立金は、大規模改修又は建替えの財源の一部に充てる。